## 令和4年第7回農業委員会総会議事録

開催	自 13時30分 令和4年7月26日
日時	至 13時58分
場所	壮 瞥 町 役 場 大 会 議 室
出 席 状 況	出席委員
	欠席委員 委 員 8 番 南 和 孝
	<ul><li>・事務局長 齋 藤 誠 士</li><li>・課長補佐 谷田部 剛</li><li>・主 事 山 田 和 樹</li></ul>
議事日程	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
備考	議長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。 5 番 松 本 敏 春 6 番 佐 藤 慶 太

#### 事 議 録

会長欠席のため職務代理が議長で進行、令和4年第7回農業委員会総 会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定 をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

### 議長 堀 口 英 男

日程第4の内、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請につ いてを議題といたします。事務局長説明願います。

#### 事務局長

- ・議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明。
- 1 土地の所在 壮瞥町字●●●

地目 公簿 ● 現況 ●

地積 ●●●● m<sup>2</sup>

区分 民地

種地区分 第●種農地

目的 直売所、加工所の新築と看板、駐車場と付帯する通路の設置 直売所 1 棟 ●●● m²

転用計画の内容

加工所 1 棟  $\bullet \bullet \bullet \bullet m^2$ 

野立て看板 1基 ●●●●㎡

幌馬車看板 1基 ●●●●m²

駐車場 ●台分

通路 合計  $\bullet \bullet \bullet m^2$ 

転用者

申請理由

隣接する自社果樹園での果物狩りの拠点及び、収 穫した果物の貯蔵、販売、加工のための直売所と加 工所、来場者の駐車場と付帯する通路、誘客するた めの看板を設置する。

#### 事務局長

●● ●●より、同社所有の字●●-●●の(●●●●m²) の一部(●●

●●m<sup>2</sup>) について、直売所、加工所、野立て看板、幌馬車看板、駐車場 との付帯する通路として農地転用したいと申請が提出されました。

なお、残地(●●●●m²) は農地として残ります。

別に資料として農地法第4条の許可申請書、登記簿の写し、敷地平面

図、建物の立体図と平面図、看板の図面等を添付しております。

工事期間は許可日から令和●年●月●日、転用期間は永年、土地は舗装化し、図面の建物、看板、駐車場と付帯する通路を建設するための農地転用です。

事業費は●●●●円で、資力は提出された残高証明書では普通預金に● ●●●円ありますので、十分と判断されます。

当該地は農業振興地域の白地で、他の農地区分に該当しない農地で、 中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生 生産力の低い農地のため第2種農地に該当します。

この農地は、今年●月●日の農業委員会総会後の協議会で説明しておりますが、令和●年●月●日付けで農地法第3条の許可を与え●●氏より●● ●●が取得した農地です。

北海道農業会議では、転用面積が●●●●㎡以下で転用目的が農畜産物加工処理施設、農畜産物販売施設及び施設に付帯する駐車場、通路であることから、北海道農協会議への意見聴取は本農業委員会の判断で省略出来ることになっておりますが、本件については、今年2月24日の農業委員会総会後の協議会において意見聴取を求めることとなっておりました。

なお、これまでは北海道農業会議から意見聴取の結果を受け、直後の 農業委員会総会で許可の可決を議決しておりましたが、北海道農業会議 より手続きの迅速化を図るため、農業委員会において「北海道農業会議 への意見聴取を行う」「当該転用事案の整理(農地区分の判断や立地基 準・一般基準の確認)」「農業委員会及び農業会議の判断が「許可相応」 で一致した場合に限り、会長専決で許可書を交付する」等、あらかじめ 議決しておくことで一度の総会で許可書の交付手続きを可能とする判断 が示されておりますので、そのように取扱したく思います。

長くなりましたが、説明は以上です。

## 議長 堀 口 英 男

ただいま事務局長が説明をいたしました農地法第4条の規定による許可申請について審議するわけでございますが、ここで暫時休憩を取り、 現地調査を行うべきと考えますが、ご意見を頂きたいと思います。

------「ありません」という声あり -----

## 議長堀口英男

他にご意見は無いようでしたら、暫時休憩を取り現地調査を行いたい

と思います。

#### 2番 岩倉委員

去年も見てるし、けっこうあれなんで、今いった方がいいのかな。 皆さんわかってる場所だし。

#### 事務局長

この後、説明しようと思ったのですが、●●-●●の●●さんの方から所有されている農地の現況証明願出書を出したいという案件と、5条転用という情報がきてまして、そちらについても現地を見ていただきたいと思ってます。その隣接地にこの●● ●●の農地がありますので併せてと思っていたところでございます。

#### 議長堀口英男

岩倉委員よろしいでしょうか。

#### 2番 岩倉委員

そしたら今の●●さんの持ってる土地の横ですか。

## 事務局長

そうです。それと自分の家の前と●●の●●場の3カ所です。

## 2番 岩倉委員

それは農地転用か何かですか。

## 事務局長

地目変更したいという部分と民間の方に第三者に売って、家を建てたいという情報が入ってますので併せて現地を見てもらった方がいいのかなと思いまして。それと●● ●●の議案の現地調査を見に行った時に併せて協議案件になりますけれども、●●さんの3カ所も見てもらってと思っていました。

## 2番 岩倉委員

それはまだ話で来てるだけのことですか。正式に来てますか。

### 事務局長

書類はまだ来てないですけれども、話は業者さんの方から来ています。

#### 2番 岩倉委員

業者から来ててもちゃんとなってないなら、今日無理して行かなくても。●●さんのところ行かなくていいなら片っぽはもう●● ●●は登録は寸前だから。

#### 事務局長

3条として農地取得してその後、●● ●●の畑を見に行った時に隣りですから眺めていたということだと思います。ですから、岩倉委員からこういう発言があったんですけど他に、いや行った方がいいという意見もあるかもしれないですし、いや行かなくてもわかってるからいいよということであればそこを決めていただかなければと思います。

#### 6番 佐藤委員

●●さんの件ですか。

#### 事務局長

はい●●さんの件です。

## 議長堀口英男

それではですねただ今、岩倉 隆委員から前にも見ておりますし、今 回別段見に行かなくてもいいのではないかという意見がございました。 それに対して、皆さんどうでしょうか。他のご意見ございますか。

## 4番 岩倉委員

●●さんの方の現地確認は、この次でも問題はないのですか。現在は話だけということみたいなんですけど。

## 事務局長

1ヶ月くらい遅くなってもどうこうというではないのかなと思います。まだなにも聞きにきてないです。まだ7月8月で問題はないのかなと。これが10月11月になってくると次は見れない可能性が出てくる時期になってくるので。

## 2番 岩倉委員

●●さんのは会長がいた方がいいんじゃないの。知らないけど、なん

かあった時には必ず、会長が色々俺に全然話がない。なんで進むんだべ と言ったことも覚えているから。会長いた方がいい。

### 事務局長

一応事前に会長には話はしていますので。

### 議長堀口英男

それでは、今岩倉委員が言われた今回別段見に行かなくてもいいのではないかという意見に対して皆さんどうでしょう。

-----「異議なし」という声あり ------

### 議長堀口英男

特段意見がなければ岩倉委員が言われたとおり今回は見合わせるということでよろしいでしょうか。

-----「異議なし」という声あり -----

### 議長 堀 口 英 男

農地法第4条の規定による許可申請についてご意見ご質問ございませんか。

## 6番 佐藤委員

先程説明された農業会議に意見徴収を求めるんですよね。それで同時 に今回の総会で認めてもいいよっていうのを決めておけば、農業会議の 意見と一致していればそのまま許可出せますよって話なんですよね。

### 事務局長

はい、そのとうりです。

## 6番 佐藤委員

そしたら今回これで許可出してもいいですねっていう。

## 議長堀口英男

すいませんそれではですね、佐藤慶太委員、正式に質問願います。

## 2番 岩倉委員

暫時休憩中では。

#### 議長堀口英男

暫時休憩していません。暫時休憩をしていないので先程言ってたのは、 暫時休憩をして現地を見に行くということを言ったんですよ。今は暫時 休憩していませんので。

## 2番 岩倉委員 暫時休憩お願いします。

# 議長 堀 口 英 男 それでは暫時休憩いたします。

#### 議長堀口英男

それでは暫時休憩を閉じ、会議を続けます。

先程事務局長が説明をいたしました、農地法第4条の規定による 許可申請についてご意見、ご質問ございませんか。

-----「ありません」という声あり -----

## 議長堀口英男

特に発言がなければ、農地法第4条の規定による許可申請について北海道農業会議に意見聴取を行い、意見聴取の結果「許可相当」と回答があった場合は、会長専決で許可書を交付することにご異議ございませんか。

-----「異議なし」という声あり ----

## 議長 堀 口 英 男

それではご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして日程第4の内、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局長説明願います。

## 事務局長

・日程第4の内、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを 議題といたします。

#### ○利用権設定関係

整理番号 780

設定者 ●●町●●−●●

経営農用地面積 ●●●● m²

設定地 壮瞥町字●●●●

••••

氏名●● ●●

**地目 ● ●●●** m²

設定を受ける者 ●●町●●-●●

氏名・名称 ●● ●●

経営農用地面積 ●●●●m²

種類 賃貸借

内容 ●●

始期~終期 公告の日から令和9年3月31日

整理番号 780 号は、 $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$  にお住まいの $\bigcirc$   $\bigcirc$  氏が $\bigcirc$  にある所有地を、 $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$  氏との間で利用集積により賃貸借をする事でまとまり書類が提出されたものです。

なお、この計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化 促進法第18条第3項の各要件は満たしております。

長くなりましが、説明は以上です。

## 議長 堀 口 英 男

それでは、ただいま、整理番号780号についてご意見、ご質問を伺います。

-----「ありません」という声多数 ---

特に発言がなければ、整理番号780号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

-----「異議なし」という声多数 -----

ご異議なしと認め、整理番号780号については原案のとおり決定いたします。

本日附議された案件は全部終了いたしました。なお、引き続き協議を行います。